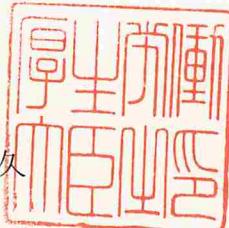


厚生労働省発総0625第2号  
令和3年6月25日

## 行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所 弁護士山中理司 様

厚生労働大臣 田村 憲久



令和3年5月26日付け（5月26日受付）の行政文書の開示請求（開第939号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

#### 1 不開示とした行政文書の名称

厚生労働省が日弁連との間で行った、弁護士法23条の2に基づく照会に関する懇談会又は意見交換会に関する文書（直近の事例に関するもの）

#### 2 不開示とした理由

上記1の文書については、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため、不開示とした。

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求することができます（決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をできなくなることに御注意ください。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、処分庁管轄地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなることに御注意ください。）。

#### 3 担当課等

厚生労働省 大臣官房総務課公文書監理・情報公開室

TEL : 03-5253-1111 (内線 7129)

# 行政文書開示請求書

令和3年4月27日

厚生労働大臣 殿

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル3階

林弘法律事務所 弁護士山中理司

電話：06-6364-8525

FAX：06-6364-4816

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

## 記

### 1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

厚生労働省が日弁連との間で行った、弁護士法23条の2に基づく照会に関する懇談会又は意見交換会に関する文書（直近の事例に関するもの）

### 2 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）

→ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (1件300円)	 収入印紙を貼ってください。	 - 3.4.28 (受取印) 第 号
---------------------	---	---

\*この欄は記入しないでください。

644

担当課等	全部
備 考	

5/6 公情室 加藤より 請求人あて

直近、1ヶ月、令和元年度（あれば令和2年度）で構わばいとおこ

5/21 「直近、1ヶ月、過去10年間の 文書特定」とおこ

5/26 弁護士山中様 TEL 一度取下、5/6 受付に付と了承



939